当初証拠金及び清算基金の制度変更に伴う
国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い等の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

当社の国債店頭取引清算業務において、リスク管理の更なる精緻化及び高度化並びに清算参加者の利便性向上を図るべく、当初証拠金及び清算基金等の算出方法及び時限等に係る各種見直しを行うため、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い等について別紙のとおり、所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要	（備　考）
１．当初証拠金預託時限の見直し	
・当初証拠金の追加預託時限について、三回目算出証拠金所要額に不足が発生した場合の預託時限を不足額発生日の午後４時３０分とする。	・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第２１条の２第１項第３号
２．緊急当初証拠金の算出方法の見直し	
・緊急当初証拠金による当初証拠金所要額の変更について、当社があらかじめ定める方法により引き上げることにより行う。	・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第２３条第２項
３．当初証拠金所要額の算出方法の見直し	
・時価変動リスクファクターの算出について、観測期間を過去２５０日、５００日又は１２５０日とし、これらの観測期間にストレス日として当社の定める日を加えて算出された値のうち最も大きいものを採用する。	・国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則別表第１項
・時価変動リスクファクター及び相殺比率について、更新頻度を毎営業日とする。	・国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則別表第３項
４.国債店頭取引他社清算参加者における純財産額に係る当初証拠金所要額水準の見直し	
・純財産額として維持すべき額について、国債店頭取引他社清算参加者においては、次の（１）から（４）までのうち最も大きい額とする。 （１）当該清算参加者の顧客に係るネッティング口座以外のネッティング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額。 （２）当該清算参加者の顧客に係るネッティング口座ごとの当初証拠金所要額（一の顧客に係るネッティング口座が複数あるときは、当該顧客に係るネッティング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額）のうち最大のもの。	・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第９条第５項

（３）当該清算参加者のネッティング口座（当該清算参加者の顧客のうち当該清算参加者の属する企業集団（金融商品取引法第５条第１項第２号に規定する企業集団をいう。）に含まれないものに係るネッティング口座を除く。）ごとの当初証拠金所要額の合計額を２で除した額。

（４）当該清算参加者のネッティング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額を４で除した額。

５．清算基金預託時限の見直し

・清算基金の追加預託時限について、清算基金に不足が発生した場合の預託時限を不足が生じた日の午後４時３０分とする。

・ 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第２１条の３

６．清算基金所要額の算出方法の見直し

・清算基金所要額の最低金額を１，０００万円とする。

・担保超過リスク額を、清算基金算出日における各清算参加者のストレス時リスク相当額から当該各清算参加者の当該日に計算された一回目算出証拠金所要額又は当該算出日の午前７時の時点において当該各清算参加者が当社に預託している当初証拠金のいずれか小さい額を差し引いた額とする。

・ 国債店頭取引清算基金所要額に関する規則第２条

・ 国債店頭取引清算基金所要額に関する規則別表第２項

７．破綻処理単位期間の終了日における清算基金預託時限の見直し

・破綻処理単位期間の終了日における清算基金の追加預託時限について、破綻処理単位期間の終了日の午後４時３０分とする。

・ 国債店頭取引に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第２２条の２

８．その他

・その他、所要の改正を行う。

Ⅲ．施行日

２０２３年１２月１８日から施行する。ただし、当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、２０２３年１２月１８日以後の当社が定める日から施行する。

以　上

別紙

当初証拠金及び清算基金の制度変更に伴う
国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い等の一部改正新旧対照表

目　　次

１．　国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・　１

２．　国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・　４

３．　国債店頭取引清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・　１０

４．　国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表・・・　１３

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（純財産額等として維持すべき額） 第９条　（略） ２～４　（略） ５　前各項の規定にかかわらず、清算参加者が国債店頭取引他社清算参加者である場合においては、業務方法書第２８条第５項第１号に規定する当社が定める額は、次の各号に定める額のうち最大のものとする。 （１）　当該清算参加者の顧客に係るネッティング口座以外のネッティング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額 （２）　当該清算参加者の顧客に係るネッティング口座ごとの当初証拠金所要額（一の顧客に係るネッティング口座が複数あるときは、当該顧客に係るネッティング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額）のうち最大のもの （３）　当該清算参加者のネッティング口座（当該清算参加者の属する企業集団（金融商品取引法第５条第１項第２号に規定する企業集団をいう。）に含まれない顧客に係るものを除く。）ごとの当初証拠金所要額の合計額を２で除した額 （４）　当該清算参加者のネッティング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額を４で除した額 ６　（略） ７　（略） （当初証拠金の追加預託時限） 第２１条の２　業務方法書第７０条第２項に規定する当初証拠金の追加預託は、次の各号に掲げる当初証拠金の区分に応じ、次の各号に	（純財産額等として維持すべき額） 第９条　（略） ２～４　（略） （新設） ５　（略） ６　（略） （当初証拠金の追加預託時限） 第２１条の２　業務方法書第７０条第２項に規定する当初証拠金の追加預託は、次の各号に掲げる当初証拠金の区分に応じ、次の各号に

定める時限までに行われるものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第２条第２項に規定する三回目算出証拠金所要額に係るもの　不足額発生日の午後４時３０分 （国債店頭取引清算基金の追加預託時限） 第２１条の３　業務方法書第７０条の５第２項に規定する国債店頭取引清算基金の追加預託は、同項に規定する不足が生じた日の午後４時３０分までに行われるものとする。 （緊急当初証拠金による当初証拠金所要額の変更の取扱い） 第２３条　（略） ２　業務方法書第７０条の４第１項に規定する当初証拠金所要額の引上げは、各清算参加者の国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第２条第２項に規定する二回目算出証拠金所要額及び三回目算出証拠金所要額（親会社等保証特例適用先にあっては、当該親会社等保証特例適用先の当初証拠金所要額に当該親会社等保証特例適用先の親会社等（当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。以下本項において同じ。）の当初証拠金所要額を加算した額、親会社等保証特例適用先の親会社等である清算参加者にあっては、当該親会社等である清算参加者の当初証拠金所要額に当該親会社等保証特例適用先の当初証拠金所要額を加算した額）を、当社が定める方法により行う。 ３～６　（略）	定める時限までに行われるものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第２条第２項に規定する三回目算出証拠金所要額に係るもの　不足額発生日の午後５時 （国債店頭取引清算基金の追加預託時限） 第２１条の３　業務方法書第７０条の５第２項に規定する国債店頭取引清算基金の追加預託は、同項に規定する不足が生じた日の翌日の午前１０時までに行われるものとする。 （緊急当初証拠金による当初証拠金所要額の変更の取扱い） 第２３条　（略） ２　業務方法書第７０条の４第１項に規定する当初証拠金所要額の引上げは、各清算参加者の国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第２条第２項に規定する二回目算出証拠金所要額及び三回目算出証拠金所要額（親会社等保証特例適用先にあっては、当該親会社等保証特例適用先の当初証拠金所要額に当該親会社等保証特例適用先の親会社等（当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。以下本項において同じ。）の当初証拠金所要額を加算した額、親会社等保証特例適用先の親会社等である清算参加者にあっては、当該親会社等である清算参加者の当初証拠金所要額に当該親会社等保証特例適用先の当初証拠金所要額を加算した額）に当社があらかじめ定めた率を乗じた額を変更後の当初証拠金所要額とすることで行う。 ３～６　（略）

付　　則 １　この改正規定は、令和５年１２月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和５年１２月１８日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。	

国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（別表） １　各清算参加者の当初証拠金所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。 当初証拠金所要額 ＝　ＦＯＳ決済に係る当初証拠金所要額　＋　国債の再構築コスト相当額　＋　レポレート変動リスク相当額　＋　市場インパクト・チャージ所要額 （１）　（略） （２）　国債の再構築コスト相当額は、次のａからｃまでに掲げる区分に従い、当該ａからｃまでに定める額とする。 ａ～ｃ　（略） （注）１．　本号における「時価変動リスクファクター」とは、国債の再構築コストを算出するために過去２５０日間、過去５００日間及び過去１２５０日間のそれぞれにストレス日として当社が定める日を加えた期間の各日における銘柄別の時価の３日間の変動率の９９％をカバーする水準のうち最も大きい値として当社が定める値（物価連動国債の場合は、時価変動リスクファクターの適用日における連動係数の３日間の変動をカバーする水準として当社が定める値を加算する。）をいう（第３項において同じ。）。 ２．～５．　（略） （３）　（略） （４）　市場インパクト・チャージ所要額は、次のａからｃまでに掲げる区分に従い、当該ａからｃまでに定める額とする。	（別表） １　各清算参加者の当初証拠金所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。 当初証拠金所要額 ＝　ＦＯＳ決済に係る当初証拠金所要額　＋　国債の再構築コスト相当額　＋　レポレート変動リスク相当額　＋　市場インパクト・チャージ所要額 （１）　（略） （２）　国債の再構築コスト相当額は、次のａからｃまでに掲げる区分に従い、当該ａからｃまでに定める額とする。 ａ～ｃ　（略） （注）１．　本号における「時価変動リスクファクター」とは、国債の再構築コストを算出するために過去２５０日間及び過去５００日間のそれぞれにストレス日として当社が定める日を加えた期間の各日における銘柄別の時価の３日間の変動率の９９％をカバーする水準のうち最も大きい値として当社が定める値（物価連動国債の場合は、時価変動リスクファクターの適用開始日から適用終了日までの間の各日における連動係数の３日間の変動をカバーする水準として当社が定める値を加算する。）をいう（第３項において同じ。）。 ２．～５．　（略） （３）　（略） （４）　市場インパクト・チャージ所要額は、次のａからｃまでに掲げる区分に従い、当該ａからｃまでに定める額とする。

a　一回目算出証拠金所要額に係るもの 取引執行コスト相当額と調整取引執行コスト相当額のいずれか大きい額 （a）　本aにおける取引執行コスト相当額は、計算日の前日までに債務の引受けを行い計算日以降の日を決済日等とする個別銘柄取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量及び計算日の午前７時までに債務の引受けを行い計算日以降の日を決済日等とする銘柄後決め現先取引等に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量のそれぞれを当該銘柄のベーシス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッド（変動利付国債又は物価連動国債を対象とする清算対象取引の場合にあっては、当該銘柄の銘柄別基準スプレッド。以下本号において同じ。）により評価した額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。ただし、当該金額が算出対象となった銘柄の差引数量を超過する場合は、当該差引数量を当該金額とする。 （b）　本aにおける調整取引執行コスト相当額は、計算日の前日までに債務の引受けを行い計算日の翌日以降の日を決済日等とする個別銘柄取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量及び計算日の午前７時までに債務の引受けを行い計算日の翌日以降の日を決済日等とする銘柄後決め現先取引等に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量のそれぞれを当該銘柄のベーシス・ポイント・バリュー	a　一回目算出証拠金所要額に係るもの 取引執行コスト相当額と調整取引執行コスト相当額のいずれか大きい額 （a）　本aにおける取引執行コスト相当額は、計算日の前日までに債務の引受けを行い計算日以降の日を決済日等とする個別銘柄取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量及び計算日の午前７時までに債務の引受けを行い計算日以降の日を決済日等とする銘柄後決め現先取引等に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量のそれぞれを当該銘柄のベーシス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッド（変動利付国債又は物価連動国債を対象とする清算対象取引の場合にあっては、当該銘柄の銘柄別基準スプレッド。以下本号において同じ。）により評価した額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。 （b）　本aにおける調整取引執行コスト相当額は、計算日の前日までに債務の引受けを行い計算日の翌日以降の日を決済日等とする個別銘柄取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量及び計算日の午前７時までに債務の引受けを行い計算日の翌日以降の日を決済日等とする銘柄後決め現先取引等に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量のそれぞれを当該銘柄のベーシス・ポイント・バリュー

及び銘柄別基準スプレッドにより評価した額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。ただし、当該金額が算出対象となった銘柄の差引数量を超過する場合は、当該差引数量を当該金額とする。	及び銘柄別基準スプレッドにより評価した額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。
b　二回目算出証拠金所要額に係るもの調整取引執行コスト相当額 （ａ）　本ｂにおける調整取引執行コスト相当額は、計算日の前日までに債務の引受けを行い計算日の翌日以降の日を決済日等とする個別銘柄取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量及び計算日の午前１１時までに債務の引受けを行い計算日の翌日以降の日を決済日等とする銘柄後決め現先取引等に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量のそれぞれを当該銘柄のベーシス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドにより評価した額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。ただし、当該金額が算出対象となった銘柄の差引数量を超過する場合は、当該差引数量を当該金額とする。	b　二回目算出証拠金所要額に係るもの調整取引執行コスト相当額 （ａ）　本ｂにおける調整取引執行コスト相当額は、計算日の前日までに債務の引受けを行い計算日の翌日以降の日を決済日等とする個別銘柄取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量及び計算日の午前１１時までに債務の引受けを行い計算日の翌日以降の日を決済日等とする銘柄後決め現先取引等に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量のそれぞれを当該銘柄のベーシス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドにより評価した額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。
c　三回目算出証拠金所要額に係るもの調整取引執行コスト相当額と平均取引執行コスト相当額のいずれか大きい額 （ａ）　本ｃにおける調整取引執行コスト相当額は、計算日の前日までに債務の引受けを行い計算日の翌日以降の日を決済日等とする個別銘柄取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量及び計算日の午後２時までに債務の引受けを行い	c　三回目算出証拠金所要額に係るもの調整取引執行コスト相当額と平均取引執行コスト相当額のいずれか大きい額 （ａ）　本ｃにおける調整取引執行コスト相当額は、計算日の前日までに債務の引受けを行い計算日の翌日以降の日を決済日等とする個別銘柄取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量及び計算日の午後２時までに債務の引受けを行い

計算日の翌日以降の日を決済日等とする銘柄後決め現先取引等に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量のそれぞれを当該銘柄のベーシス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。ただし、当該金額が算出対象となった銘柄の差引数量を超過する場合は、当該差引数量を当該金額とする。	計算日の翌日以降の日を決済日等とする銘柄後決め現先取引等に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量のそれぞれを当該銘柄のベーシス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。
（ｂ）　（略）	（ｂ）　（略）
（注）１．　本号ｃ（ｂ）における平均取引執行コスト相当額計算用取引執行コスト相当額とは、一の日までに債務の引受けを行い当該一の日の翌日以降の日を決済日等とする個別銘柄取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量及び当該一の日の午後２時までに債務の引受けを行い当該一の日の翌日以降の日を決済日等とする銘柄後決め現先取引等に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量のそれぞれに当該銘柄のベーシス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額をいう。ただし、当該金額が算出対象となった銘柄の差引数量を超過する場合は、当該差引数量を当該金額とする。	（注）１．　本号ｃ（ｂ）における平均取引執行コスト相当額計算用取引執行コスト相当額とは、一の日までに債務の引受けを行い当該一の日の翌日以降の日を決済日等とする個別銘柄取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量及び当該一の日の午後２時までに債務の引受けを行い当該一の日の翌日以降の日を決済日等とする銘柄後決め現先取引等に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量のそれぞれに当該銘柄のベーシス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額をいう。
２　（略）	２　（略）
３　第１項第２号における時価変動リスクファクター及び相殺比率、同項第３号におけるレポレート変動リスクファクター並びに同項第	３　第１項第２号における時価変動リスクファクター及び相殺比率、同項第３号におけるレポレート変動リスクファクター並びに同項第

４号における銘柄別基準スプレッド（以下「当社設定値」という。）は、次の各号に定めるところにより見直しを行い、清算参加者に通知する。 （１）　時価変動リスクファクター、相殺カテゴリー及び相殺比率　見直しは毎営業日行うものとし、見直しに係る日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に見直し後の時価変動リスクファクター及び相殺比率を適用する。 （２）　レポレート変動リスクファクター　見直しは毎月行うものとし、見直しに係る月の５日目の日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から見直し後のレポレート変動リスクファクターを適用する。 （３）　銘柄別基準スプレッド　見直しは毎年３月、６月、９月及び１２月の初日を基準とする清算参加者からの申告により行うものとし、見直しに係る月の１５日目の日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から見直し後の銘柄別基準スプレッドを適用する。 （４）　（略）	４号における銘柄別基準スプレッド（以下「当社設定値」という。）は、次の各号に定めるところにより見直しを行い、清算参加者に通知する。 （１）　時価変動リスクファクター、相殺カテゴリー及び相殺比率　見直しは毎週行うものとし、清算参加者に通知した日の属する週の翌週の初日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下本項において同じ。）から見直し後の時価変動リスクファクター及び相殺比率を適用する。 （２）　レポレート変動リスクファクター　見直しは毎月行うものとし、見直しに係る月の５日目の日から見直し後のレポレート変動リスクファクターを適用する。 （３）　銘柄別基準スプレッド　見直しは毎年３月、６月、９月及び１２月の初日を基準とする清算参加者からの申告により行うものとし、見直しに係る月の１５日目の日から見直し後の銘柄別基準スプレッドを適用する。 （４）　（略）
４　（略）	４　（略）
付　則 １　この改正規定は、令和５年１２月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定則を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和５年１２月１８日以後の当社が定める日から施	

行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。	

国債店頭取引清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（国債店頭取引清算基金所要額） 第２条　各清算参加者の国債店頭取引清算基金所要額は、清算参加者ごとに毎営業日、別表「国債店頭取引清算基金所要額の算出に関する表」により算出される額（以下「国債店頭取引清算基金基礎所要額」という。）と１０００万円のいずれか大きい額とする。ただし、当社は、清算参加者が合併する場合その他当社が必要と認める場合は、国債店頭取引清算基金所要額を臨時に変更することができる。 ２　（略）	（国債店頭取引清算基金所要額） 第２条　各清算参加者の国債店頭取引清算基金所要額は、清算参加者ごとに毎営業日、別表「国債店頭取引清算基金所要額の算出に関する表」により算出される額（以下「国債店頭取引清算基金基礎所要額」という。）と１億円のいずれか大きい額とする。ただし、当社は、清算参加者が合併する場合その他当社が必要と認める場合は、国債店頭取引清算基金所要額を臨時に変更することができる。 ２　（略）
付　則 １　この改正規定は、令和５年１２月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和５年１２月１８日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。	
（別表）　国債店頭取引清算基金所要額の算出に関する表 １　（略） ２　前項に規定するストレス時想定損失負担額は、算出日における担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等（ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社を	（別表）　国債店頭取引清算基金所要額の算出に関する表 １　（略） ２　前項に規定するストレス時想定損失負担額は、算出日における担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等（ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社を

いう。以下同じ。）に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）が上位である清算参加者２社の担保超過リスク額の合計額又は算出日から起算して過去１２０日間（休業日を除外する。）の各日における担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）が上位である清算参加者２社の担保超過リスク額の合計額の平均の額のいずれか大きい額を、当該算出日に算出された第１項の各清算参加者の一回目算出証拠金所要額（国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第２条第２項に規定する一回目算出証拠金所要額をいう。以下同じ。）に応じて按分した額とする。なお、本項において「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の算出日又は算出日から起算して過去１２０日間（休業日を除外する。）の各日の午前７時の時点における未決済約定に係るストレス時リスク相当額（清算対象銘柄に係るイールドカーブの極端な変動により、当該未決済約定から当該各清算参加者に生じ得る損失に相当する額のうち最大のものにフェイルチャージ及び業務方法書第７４条に規定する資金調達に係る費用に関し当該清算参加者に生じ得る損失に相当する額を加えた額をいい、当社が通知により定める方法により算出するものをいう。）から当該各清算参加者の当該日に計算された一回目算出証拠金所要額又は当該算出日の午前７時の時点において当該各清算参加者が当社に預託している当初証拠金のいずれか小さい額を差し引いた額（当該額が負数となる場合は、０とする。）をいう。	いう。以下同じ。）に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）が上位である清算参加者２社の担保超過リスク額の合計額又は算出日から起算して過去１２０日間（休業日を除外する。）の各日における担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）が上位である清算参加者２社の担保超過リスク額の合計額の平均の額のいずれか大きい額を、当該算出日に算出された第１項の各清算参加者の一回目算出証拠金所要額（国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第２条第２項に規定する一回目算出証拠金所要額をいう。以下同じ。）に応じて按分した額とする。なお、本項において「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の算出日又は算出日から起算して過去１２０日間（休業日を除外する。）の各日の午前７時の時点における未決済約定に係るストレス時リスク相当額（清算対象銘柄に係るイールドカーブの極端な変動により、当該未決済約定から当該各清算参加者に生じ得る損失に相当する額のうち最大のものにフェイルチャージ及び業務方法書第７４条に規定する資金調達に係る費用に関し当該清算参加者に生じ得る損失に相当する額を加えた額をいい、当社が通知により定める方法により算出するものをいう。）から当該各清算参加者の当該日に計算された一回目算出証拠金所要額を差し引いた額（当該額が負数となる場合は、０とする。）をいう。
３～５　（略）	３～５　（略）

国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（破綻処理単位期間の終了日における清算基金の追加預託時限） 第２２条の２　業務方法書第８３条の３第３項に規定する破綻処理単位期間の終了日における国債店頭取引清算基金の追加預託は、破綻処理単位期間の終了日の午後４時３０分までに行われるものとする。	（破綻処理単位期間の終了日における清算基金の追加預託時限） 第２２条の２　業務方法書第８３条の３第３項に規定する破綻処理単位期間の終了日における国債店頭取引清算基金の追加預託は、破綻処理単位期間の終了日の翌日の午前１０時までに行われるものとする。
（破綻時証拠金所要額） 第３３条　業務方法書第８３条の９の各清算参加者の破綻時証拠金所要額は、破綻処理単位期間における各日（休業日を除く。以下この条において同じ。）において、次の各号に定めるところにより算出する額とする。 （１）～（３）　（略）	（破綻時証拠金所要額） 第３３条　業務方法書第８３条の９の各清算参加者の破綻時証拠金所要額は、破綻処理単位期間における各日（休業日を除く。以下この条において同じ。）において、次の各号に定めるところにより算出する額とする。ただし、破綻処理単位期間の終了日における破綻時証拠金所要額は０とする。 （１）～（３）　（略）
付　則 １　この改正規定は、令和５年１２月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和５年１２月１８日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。	